

# ふるさと浦安復興シンポジウム ～絆 浦安の未来に向かって

浦安市ふるさとづくり推進協議会では、東日本大震災から6カ月を迎えるにあたり、復旧・復興に向けた市の取り組み状況などについての報告や、今後の浦安についてのパネルディスカッションを行う「ふるさと浦安復興シンポジウム」を開催します。

【問】協働推進課

時 9月11日(日)午後2時～4時30分

所 文化会館

定員 当日先着1300人

内容  
 ○震災ビデオ上映  
 ○「復旧・復興のこれまで、そしてこれから」(石井一郎(市理事)、澤島博(市危機管理監))  
 ○「ちょっといい話」(体験談朗読)《青木裕子氏(元NHKアナウンサー)》  
 ○パネルディスカッション「絆 浦安の未来に向かって」  
 ※内容を一部変更する場合があります

地震で崩れ落ちた

地震により破損した

## がれき類と被災ごみの持ち込み終了

9月30日(金)午後4時まで

東日本大震災後、クリーンセンターで臨時で受け付けていたがれき類(地震で崩れ落ちた瓦、ブロックなど)と被災ごみ(地震により破損した家具類、小型家電類、食器類など)は、持ち込みを終了します。  
 【問】ごみゼロ課



### がれき類・被災ごみのクリーンセンター搬入時間

9月30日(金)までの 月～金曜日 午前9時～11時、午後1時～4時 土曜日 午前9時～11時 ※祝日も搬入可

注意

○運搬をほかの人(事業者)に依頼する場合も、依頼した本人(市民・市内事業者)が同乗して搬入してください。※本人が同乗できない場合は委任状が必要です  
 ○クリーンセンターに持ち込みできるがれき類は、地震で崩れ落ちたものに限ります。建設業者などに解体や修繕を依頼した際に発生する瓦やブロックなどは産業廃棄物となるため、業者に処分を依頼し、個人で処分費を負担してください

○クリーンセンターに持ち込みができる被災ごみは、地震により破損したものに限り、地震により破損したものであっても、家電リサイクル法対象品目《エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機》、パソコンリサイクル対象品目(デスクトップパソコン、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ)、バイク(原動機付自転車を含む)は搬入することができません  
 ○がれき類、被災ごみ、一般ごみを併せて搬入することはできません

### 搬入

地震で崩れ落ちたがれき類・地震により破損した被災ごみと必要書類を持って、直接、クリーンセンターへ

### 必要書類

○申請書(クリーンセンターで配付)  
 ○本人確認資料(自動車運転免許証または健康保険証など、住所を確認できるもの) ※市内事業者は、事業所の所在地を確認できるもの

※搬入量が2トン以上と見込まれる場合は、事前に電話でクリーンセンター☎381・5300へ相談のうえ、被災申出書(クリーンセンターで配付)と被災物件の写真も必要。処分料は無料。多量排出事業者として市から指定を受けている事業者は、がれき類や被災ごみを搬入することができません

## 情報公開制度・個人情報保護制度のお知らせ

### 情報公開制度

#### 公文書の開示

市の保有する公文書は、浦安市情報公開条例に基づき開示を求めることができます(公文書開示制度)。

平成22年度は、344件の開示請求があり、市の契約に関する書類や建築確認に関する書類などを開示しました。

なお、公文書を開示する際には、法令で公開することができない情報、個人情報や法人の事業情報など、公開することで不利益になる情報、市の事務事業に支障が生じる情報などは保護します。

#### 市政情報の提供・公表

市の計画書(総合計画書など)、財政情報(予算書・決算書など)、市議会の会議録などの市政に関する各種情報を、情報公開コーナー(文化会館2階)や市ホームページなどでご覧いただけます。

#### 附属機関などの会議の公開

傍聴可能な審査会・審議会などの会議は、情報公開コーナーや市ホームページで事前にお知らせします。また、市が設置している附属機関などの情報や会議録も情報公開コーナーや市ホームページで公開しています。

### 個人情報保護制度

#### 個人情報の保護と有用性

個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、国や地方公共団体、民間の事業者における個人情報の取り扱いに関するルールを定め、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有効利用」のバランスを図ることを目的とし、個人情報保護に過剰な反応をしないよう求めています。

個人情報が個人や社会にとって利益をもたらすものであるということについても配慮する必要があり、例えば大規模な災害や事故などの緊急時、患者の家族などから医療機関に患者に関する情報提供の依頼があった場合には、本人の同意なしに個人情報を提供できます。

また、名簿や連絡網などは、あらかじめ本人の同意を得ることや本人への

通知などの同意に代わる措置をとることで作成し、配布することができます。ただし、名簿への掲載の同意が得られなかった場合や名簿からの削除を求められた場合には対応する必要があります。

#### 市の保有個人情報の保護

市でも「浦安市個人情報保護条例」を制定し、市の保有する個人情報を適正に取り扱うことや、本人が個人情報(自己情報)を見たり、正したりする権利などを保障することで、個人情報を保護し、円滑な市政運営を図りながら、個人の権利利益を保護しています。

22年度は、印鑑登録証明書、住民票の写しや戸籍謄本などの交付の履歴を確認する自己情報の開示請求が11件ありました。

制度の実施状況など、詳しくは、市ホームページをご覧ください 【問】総務課